

# 医 事 法 制

科目責任者 上 杉 奈 々  
学年・学期 4 学年・前期

## I. 前 文

近年、医療事故事件をはじめとして、医療と法律の接点が目立つようになってきた。これまで、医師をはじめ医療者は、法律の世界に疎く、むしろ法に無関心である傾向にあった。しかし、世の中の動きは、法律知識無くして医療や病院組織のガバナンスが成り立たない方向に向かっている。これからの医療者は、積極的に法律の知識を吸収し、法の矛盾をも訂正して正しい医療の方向性を創造していく責務がある。特に医事法制は医療者にとってもっとも関連のある分野であるので、医学生諸君にはこれをマスターしてほしいと思う。

本講では、法とは何かを憲法の本質とともに理解し、医療社会と法律との関連を考察する。医療過誤訴訟における民事裁判のあり方、判例を学習し、損害賠償の内容を理解する。特に不法行為論の理解が重要である。最近では、医療にも刑事事件が増加してきているので、刑法、刑事訴訟法、医師法などについて理解し、捜査、刑事裁判の実態を検討する。そして、このような医療過誤の判例をもとに、法的観点から医療安全と患者を中心とした医療のあり方を習得する。

## II. 担当教員

講 師	上 杉 奈 々 (教育支援センター・地域医療教育部門／先端医科学統合研究施設・研究倫理支援室)
名誉理事長・弁護士	寺 野 彰
弁 護 士	角 藤 和 久
医事法学者	小 林 公 夫

## III. 一般学習目標

### ●プロフェッショナリズム

- 1) 医療と医学研究における倫理の重要性を学ぶ。
- 2) 患者及びその家族の秘密を守り、医師の義務や医療倫理を遵守するとともに、患者の安全を最優先し、常に患者中心の立場に立つ。
- 3) 豊かな人間性と生命の尊厳についての深い認識を有し、人の命と健康を守る医師としての職責を自覚する。

### ●患者-医師関係

- 4) 患者と医師の良好な関係を築くために、患者の個別的背景を理解し、問題点を把握する能力を獲得する。

### ●患者中心のチーム医療

- 5) 医療チームの構成員として、相互の尊重のもとに適切な行動をとる。

### ●医療の質と安全の管理

- 6) 医療上の事故等は日常的に起こる可能性があることを認識し、過去の事例に学び、事故を防止して患者の安全性確保を最優先することにより、信頼される医療を提供しなければならないことを理解する。
- 7) 医療上の事故等が発生した場合の対処の仕方を学ぶ。
- 8) 医療従事者が遭遇する危険性等について、基本的な予防・対処及び改善の方法を学ぶ。

### ●医師に求められる社会性

- 9) 文化的社会的文脈の中で人の心と社会の仕組みを理解するための基礎的な知識と考え方及びリベラルアーツを学ぶ

## IV. 学修の到達目標

- (1) ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、医師の職業倫理指針、医師憲章等の医療の倫理に関する規範を概説できる。
- (2) リスボン宣言等に示された患者の基本的権利を説明できる。

- (3) 医師が患者に最も適した医療を勧めなければならない理由を説明できる。
- (4) 医師には能力と環境により診断と治療の限界があることを説明できる。
- (5) 医師の法的義務を列挙し、例示できる。
- (6) 医療従事者の資格免許、現状と業務範囲、職種間連携を説明できる。
- (7) 医療行為が患者と医師の契約的な信頼関係に基づいていることを説明できる。
- (8) チーム医療の意義を説明できる。
- (9) 医療チームの構成や各構成員の役割分担と連携・責任体制を説明することができる。
- (10) 自分の能力の限界を認識し、必要に応じて他の医療従事者に援助を求めることの重要性を説明できる。
- (11) 実際の医療には、多職種が多段階の医療業務内容に関与していることを具体的に説明できる。
- (12) 医療上の事故等を防止するためには、個人の注意はもとより、組織的なリスク管理が重要であることを説明できる。
- (13) 医療現場における報告・連絡・相談と記録の重要性や、診療録改竄の違法性を説明できる。
- (14) 医療上の安全に関する情報を共有し、事後に役立つための分析の重要性を説明できる。
- (15) 医療の安全性確保のため、職種・段階に応じた能力向上の必要性を説明できる。
- (16) 真摯に疑義に応じることの重要性を説明できる。
- (17) 医療上の事故と合併症の違いを説明できる。
- (18) 医療過誤に関連した刑事・民事責任や医師法に基づく行政処分を説明できる。
- (19) 医療現場における労働環境の改善の必要性を説明できる。
- (20) 自分自身が所属する文化を相対化することができる。
- (21) 社会をシステムとして捉えることができる。
- (22) 具体的な臨床事例に文化・社会的課題を見いだすことができる。

#### V. 授業計画及び方法 \* ( ) 内はアクティブラーニングの番号と種類

- (1：反転授業の要素を含む授業（知識習得の要素を教室外で済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）  
 2：ディスカッション、ディベート 3：グループワーク 4：実習、フィールドワーク 5：プレゼンテーション  
 6：その他)

回数	月	日	曜日	時限	講義テーマ	担当者	アクティブラーニング
1	6	9	木	3	裁量権の行使と法・倫理	上杉奈々	1
2		9	木	4	医療事故における過失	寺野彰	1
3		20	月	3	法と組織ガバナンス	角藤和久	1
4		22	水	1	医師と公法	小林公夫	1
5	7	5	火	3	医療事故とチーム医療	上杉奈々	1

#### VI. 評価基準（成績評価の方法・基準）

- 出席状況（10%）＋レポート（90%）により評価する。  
 ※レポートの評価の視点は、課題提示時に別途示す。

#### VII. 教科書・参考図書・AV資料

- 教科書は指定しない。  
 （参考図書）  
 手嶋豊「医事法入門（第5版）」（有斐閣アルマ・2018）

米村滋人「医事法講義」(日本評論社・2017)

ほか、適宜紹介する。

### VIII. 質問への対応方法

基本的には、講義後に対応する。

研究室への来室(上杉)の場合は、事前に連絡をすることが望ましい。

また、外部講師については上杉を介して対応する。

### IX. 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

\*◎：最も重点を置く DP    ○：重点を置く DP

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)		
医学知識	人体の構造と機能、種々の疾患の原因や病態などに関する正しい知識に基づいて臨床推論を行い、他者に説明することができる。	
	種々の疾患の診断や治療、予防について原理や特徴を含めて理解し、他者に説明することができる。	
臨床能力	卒後臨床研修において求められる診療技能を身に付け、正しく実践することができる。	○
	医療安全や感染防止に配慮した診療を実践することができる。	○
プロフェッショナリズム	医師としての良識と倫理観を身に付け、患者やその家族に対して誠意と思いやりのある医療を実践することができる。	◎
	医師としてのコミュニケーション能力と協調性を身に付け、患者やその家族、あるいは他の医療従事者と適切な人間関係を構築することができる。	○
能動的学修能力	医師としての内発的モチベーションに基づいて自己研鑽や生涯学修に努めることができる。	○
	書籍や種々の資料、情報通信技術(ICT)などの利用法を理解し、自らの学修に活用することができる。	
リサーチ・マインド	最新の医学情報や医療技術に関心を持ち、専門的議論に参加することができる。	
	自らも医学や医療の進歩に寄与しようとする意欲を持ち、実践することができる。	
社会的視野	保健医療行政の動向や医師に対する社会ニーズを理解し、自らの行動に反映させることができる。	◎
	医学や医療をグローバルな視点で捉える国際性を身に付け、自らの行動に反映させることができる。	
人間性	医師に求められる幅広い教養を身に付け、他者との関係においてそれを活かすことができる。	◎
	多様な価値観に対応できる豊かな人間性を身に付け、他者との関係においてそれを活かすことができる。	○

### X. 課題(試験やレポート等)に対するフィードバックの方法

LMSにより行う(詳細は第1回講義時に説明する)。

### XI. 求められる事前学習、事後学習およびそれに必要な時間

【事前学修】(所要時間の目安：20分程度)

LMSにより講義資料を事前に配信するので、講義における論点を把握すること。

【事後学修】(所要時間の目安：20分程度)

レポート作成の準備として、講義の内容を振り返り、自己に必要な医師として身に着けるべき素養について自分自身の考えをまとめること。

**XII. コアカリ記号・番号**

【A-1】 プロフェッショナリズム：A-1-1), A-1-2), A-1-3)

【A-4】 コミュニケーション能力：A-4-2)

【A-5】 チーム医療の実践：A-5-1)

【A-6】 医療の質と安全の管理：A-6-1), A-6-2), A-6-3)

【B-4】 医療に関連のある社会科学領域：B-4-1)